

## 【別紙 2】

### 審査結果の要旨

氏 名 劉 大 煒

本論文は、2000年代の中国の気候変動政策の変化が何故、どのように起こったのか、また、いかなる課題を抱えているのかという問いに答えようとするものである。そのため、中国における気候変動政策を構成する省エネルギー政策、再生可能エネルギー政策、森林政策という複数セクターの政策の各々の展開と気候変動政策における位置付けについて、国際的情勢から現場までの複数レベル間の相互作用にも焦点を当てて、社会・技術システムの漸進的な変容過程という観点から分析している。

以下、内容の要旨を説明する。

第1章では、まず、中国における気候変動政策に関する先行研究として、気候変動問題への認識、政府の体制整備、国際交渉、権威的環境主義に関する研究を検討した上で、体系的な研究が少ない、政策実施と政策決定の相互作用が見落とされているという問題点を指摘する。そして、政策過程モデルとして、ゴミ缶モデル・政策の窓モデル、断絶・均衡モデル、唱道連携モデルの限界を論じた上で、トランジションの理論視角を提示する。トランジションとは、社会・技術システムの漸進的な変容過程である。トランジションの分析視角においては、ランドスケープ、レジーム、ニッチという3つのレベルが設定される。ランドスケープはレジームとニッチに影響を与える広範なコンテキストであり、政治文化、マクロ経済情勢、人口規模構成、自然環境、国際社会の状況等が含まれる。レジームは一定のセクターにおける社会・技術システムであり、政策、技術開発、文化、科学研究、市場・消費者選好、工業構造、インフラといった多様な次元をもつ。ニッチは特定の技術や地域に関する革新的実験を指す。そして、トランジションの分析視角は、複数セクター、複数レベルの相互作用を分析できる点で、優れているとされる。なお、トランジションを政府が意識的に誘導あるいは推し進める政策枠組みとして、トランジションマネジメントを位置づけ、そのようなマネジメントを行う手段として、多様なアクターによる異質な知識を統合できるトランジションアリーナが重要であるとする。そして、本論文では、このようなトランジションの分析視角を採用し、省エネルギーレジーム、再生可能エネルギーレジーム、森林レジームから構成される気候変動政策に関する複合的な社会・技術システムを分析するとする。

第2章では、2007年に中国が米国を抜いて温室効果ガス排出量世界一となり、中国の1人当たりの排出量も世界の平均水準を上回るという事実や、アメリカのオバマ政権におけ

る気候変動政策に対する態度の変化を背景とする国際社会からの圧力の下で、国内においても環境保護やエネルギー不足への対応を重視する圧力が生じるなかで、気候変動政策の変化が生じるプロセスが分析される。その際、同一メンバーによって構成される国家発展・改革委員会の国家気候変動対応指導小組と国家エネルギー指導小組がトランジションアーナとして重要な役割を果たしており、またそのプロセスには、シンクタンクや専門家も気候変動専門家委員会等を通して重要なインプットを行ってきた点が指摘される。また、地方政府における実験が中央政府にフィードバックされるプロセスについても分析される。

続いて、第3章から第5章においては、省エネルギー政策、再生可能エネルギー政策、森林政策という気候変動政策を構成するセクターレベルでの政策・レジームの変化が分析される。

まず、第3章では省エネルギー政策の実効性強化が分析される。省エネルギー活動は1980年代から行われており、1997年には省エネルギー法が制定されていた。しかし、2001年からの第10次五ヵ年計画においては、GDP当たりのエネルギー消費を15-17%引き下げる目標は実現せず、逆に7%上昇していた。しかし、2006年からの第11次五ヵ年計画では、単位GDP当たりエネルギー消費20%削減が目標として提示され、実際に19.1%低下した。2007年10月には省エネルギー法の大幅改正が実施され、省・自治区・直轄市には省エネルギー目標責任制度及び省エネ業績評価制度が導入された。このような動きは、2004年以降需給双方で自主契約となった石炭市場改革に伴う石炭価格の上昇等によって促進された。また、ニッチとなる現場では、エネルギー消費量の70%以上を占める1008社の国有企業を対象とする「企業千社の省エネ活動」等が実施された。この結果、省エネルギーを実現したが、旧式設備淘汰に集中したため、産業構造調整は不十分であるという課題が残った。

第4章では、再生可能エネルギー技術導入プロセスが分析される。中国では、1980年代後期から初期太陽電池産業が展開し、2000年代には急速に発展する。しかし、2006年までは国内で利用される太陽電池は一部であり、メーカーは売り上げの9割以上を輸出に依存していた。しかし、2006年1月には再生可能エネルギー法を施行し、国内における再生可能エネルギーの総量目標、再生可能エネルギー発電の全量買い取り制度が導入され、2011年には固定価格買い取り制度が実施された。また、ニッチレベルでは、太陽電池等の再生可能エネルギーの国内普及を促すため、「太陽光エネルギー屋根計画」といったプロジェクトが実施された。その結果、再生可能エネルギーへの投資額は急速に拡大し、2009年には米国を抜いて中国は世界第1位の再生可能エネルギー投資国となった。しかし、国際的にはEUにより中国からの太陽電池にダンピングの疑いで制裁関税がかけられ、輸出も頭打ちとなったため、国内市場の拡大が求められたが、系統連系がボトルネックとなり国内市場の急激な拡大は困難であったため、太陽電池は生産能力過剰の状況となり、産業再編成が求められるに至った。

第5章では、林業政策の転換が分析される。中国では1949年から1998年までは伐採

優先の時代であった。しかし、1998年に、長江、松花江等の大洪水を転換点として、森林資源の保護、造成を重視する森林経営に転換した。1998年には森林法が改正され、1998年11月には「全国生態環境建設計画」が策定され、「退行還林」（傾斜地農地を森林草地に戻す政策）が実施された。そして、ニッチレベルでは、天然林保護プロジェクトが1998年に四川省の一部地域をモデルに開始され、2000年には全国レベルで実施された。このような林業政策固有のダイナミズムが、気候変動対策としての林業政策を後押し、2009年11月には国家林業局が「気候変動に対応する林業行動計画」を公表した。しかし、植林が1つの政治的スローガンとなり、環境条件を無視して一律に植林を行うことで、多様性喪失の危機をもたらすことにもなった。

第6章では、このような3分野における政策展開が、国家気候変動対応指導小組を主たる担い手とする2007年の「国家気候変動対応方策」や2008年の「気候変動に対する政策と行動」の策定過程において政策統合され、2009年11月の国務院常務会議において、2020年までにGDPあたりの二酸化炭素排出量の40-45%削減、非化石燃料の1次エネルギーにおける比重の15%程度増加、植樹造林・森林管理強化（2005年比4000万ha、13億立方メートル増加）が決定され、その方向で着実に実施が進んでいるプロセスが確認される。そして、このような中国式のトランジションマネジメントは、制限された政策参加、政策実施における政府の直接的指導、特殊な中央・地方関係（中央政府に任命された地方トップが地方利益を優先せざるを得ない場合もあるという関係）といった特色を持つとする。

本論文の長所としては、以下の点をあげることができる。

第1に、社会・技術システムのトランジションという分析視角を用いることで、複数セクターが関わり、複数レベルの相互作用を伴う、気候変動政策の転換過程を包括的に分析することに成功している。

第2に、気候変動政策の政策転換及び実施過程の相互循環的な作用の分析により、実際に、ランドスケープ・レジーム・ニッチがそれぞれ相互作用を伴いつつ変化していることを分析できている。例えば、各地方が省エネルギー政策の実施に抵抗するのに対して、中央政府が地域毎に共通だが差異ある目標を設定するプロセスや、そのような政策を人事制度における業績評価制度を活用して実効的に実施しようとするプロセスがダイナミックに分析されている。また、地方のニッチにおける政策実施経験を基礎として全国的な政策の制度設計を図るプロセスが、固定価格買い取り制度、天然林保護プロジェクト等に関して分析されている。

第3に、中国における現代政策過程研究という制約もあり、資料に限られるなかで、政府文書や様々な公開資料等を幅広く丹念にあたり、多面的な現実をとらえ、全体像を書き上げることに成功しているといえる。

しかし、本論文にも短所がないわけではない。

第1に、政策実施における行政規制への依存や特殊な中央・地方関係への依存といった中国におけるトランジションマネジメントの特色が、トランジション分析における理論枠組みにおいてどのように位置づけられるのかが必ずしも明確ではない面がある。

第2に、分析の素材が公開資料に依存しているため、実効性確保のメカニズムとして重

視されている業績評価制度等の現実の運用状況が十分には明らかでない。

第3に、3つのセクター別政策分野の分析のうち、省エネルギー分野の分析に比べ、再生可能エネルギー分野、森林分野の分析がやや深みに欠ける。

しかし、このような短所があるものの、これらは本論文の価値を損なうものではない。以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。